

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や
“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

平成22年4月から 国民健康保険料を軽減します！

対象者は？

失業時に65歳未満で、かつ離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

※定年退職や自己都合による退職は対象外です。また雇用保険未加入者は対象外です。

(具体的な対象者の判別方法については裏面を参照ください)

(注)退職による国保加入者だけでなく、元々国保加入者(社会保険未適用企業の従業員)であっても失業し、上記の条件に該当すれば対象となります。

軽減額は？

国民健康保険料は、通常、前年の所得等により算定されますが、上記対象者の場合、前年の給与所得をその 30/100 とみなして算定します。 ※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税を軽減します。

※ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

※軽減を受けるには申告が必要です。

(持参物：雇用保険受給資格者証、印鑑)

<問い合わせ先>

豊能町役場保健福祉部保険課

電話番号 072-739-3422(直通)

保険料軽減対象者の判別方法

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

新様式
（平成22年2月22日以降交付用）

雇用保険受給資格者証

見本

（第1面）

1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢
6. 生年月日		7. 求職番号
8. 住所又は居所		
9. 支払方法（金融機関コード・記号（口座）番号）		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数	
20. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）		

確認1

離職年月日

離職年月日以降の保険料が軽減対象になります。

確認2

離職理由

以下のコードのみ保険料の軽減対象になります。

<特定受給資格者に対応する離職理由コード>

- 11（解雇）
- 12（天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇）
- 21（雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり））
- 22（雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり））
- 31（事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職）
- 32（事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職）

<特定理由離職者に対応する離職理由コード>

- 23（期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし））
- 33（正当な理由のある自己都合退職）
- 34（正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満））

上記確認1・2の条件を両方満たす方のみ保険料の軽減対象になります。